記載例

令和〇〇年××月△△日

四国運輸局　〇〇　運輸支局長　殿

住　　所　**徳島市応神町応神産業団地〇 - 〇**
氏名又は名称　**有限会社〇〇レンタカー**　印
代 表 者 名　**代表取締役　国土交通 太郎**

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

徳島市応神町応神産業団地〇 - 〇
有限会社〇〇レンタカー
代表取締役　国土交通　太郎

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
本社営業所	**徳島市応神町応神産業団地〇 - 〇**

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

※レンタカー事業を行う理由を記入してください。

（例）　顧客から車を修理等で預かった際に代車を有償で貸し出すため。

添付書類

１．貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
２．会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿）
３．宣誓書（欠格事項）
４．事務所別車種別配置車両数一覧表
５．貸渡しの実施計画

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記１．～５．の他
６．カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
７．６.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
８．７.の保管場所を管理する事務所の所在地
９．ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
10. 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
11. 会員規約又は契約書
12. 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年６月１３日付け自旅第１３８号）２.（５）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画
13. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書
（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合に限る。）

○　事務所別車種別配置車両数一覧表

事務所名	所　在　地	配　置　車　両　数					
		乗 用	バ ス	トラック	特 種	二 輪	合 計
本社営業所	徳島市応神町応神産業団地○-○	1					2
		1					
合　計		1					2
		1					

※下段は軽自動車を記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

四国運輸局　〇〇　運輸支局長　殿

宣　　誓　　書

①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。

③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。

⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び④に該当する者。

⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和　　年　　月　　日

氏　　名　　**国土交通　太郎**　　印

（個人名、認め印、役員全員分必要）

貸渡しの実施計画

（１）自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

① 事務所ごとに配置する責任者

事務所名	役　　職	氏　　名
〇〇営業所	**所長**	**〇〇　〇〇**
△△　店	**店長**	**△△　△△**

② 従業員への指導・研修の計画等

・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年１回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。

・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

（２）自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

（３）その他貸渡しの適正化を図るための計画

① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険（共済）に加入する。

保険内訳	補　償　金　額	保 険 会 社 名
対人保険	**８０００**　万円	**□□保険（株）**
対物保険	**２００**　万円 （免責額　　万円）	
搭乗者保険	**５００**　万円	

② 整備管理者（整備責任者）の配置計画　等

事務所名	氏　　名	資格の有無
〇〇営業所	**〇〇　〇〇**	(有)・　無
△△　店	**△△　△△**	有　・(無)

記載例

令和〇〇年××月☆☆日

四国運輸局　〇〇　運輸支局長　殿

住　　所　**徳島市応神町応神産業団地1－1**
氏名又は名称　**有限会社△△レンタカー**　　印
代 表 者 名　**代表取締役　国土交通　太郎**

自家用自動車有償貸渡しの廃止届

自家用自動車有償貸渡しを廃止したので、お届けいたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所

徳島市応神町応神産業団地１－１
有限会社△△レンタカー
代表取締役　国土交通　太郎

２．廃止年月日

令和〇〇年××月□□日

３．有償貸渡しを廃止した理由

（例）事業継続が困難なため